

中間報告

平成21年2月24日

輸入麦の政府売渡ルール検討会

1 これまでの検討経過

- (1) 本検討会は、昨年10月30日に決定された「生活対策」において、「輸入小麦の政府売渡価格の改定ルール等については、国際相場の動向をより迅速に反映できるようにする方向で早急に見直しを行う」とされたことを受けて、同年11月26日に発足し、本日までには8回の会合を重ねてきた。
- (2) 小麦については、国内需要の86%を輸入に依存しており、安定輸入を確保しつつ、国際相場の動向を踏まえた健全な企業行動・消費行動を促す観点から、国際相場の市場動向をより迅速に反映するルールとしていくことが重要である。
- (3) そのためには、政府売渡価格の改定回数の増加やSBS方式（売買同時入札）の拡大といった方法が考えられ、こうした方法は、関係企業の国際需給変動への対応力の強化を通じて食料の安定供給にも資するものと考えられる。
- (4) 現在、これらの点に関し、製粉業界等との意見交換を続けているところであり、本検討会としての結論を出すには、更に意見交換が必要である。

2 平成21年4月期の政府売渡価格

- (1) 一方で、従来ルールでは、本年4月期の政府売渡価格を2月中に決定・公表する必要があり、新しいルールの決定に至らない以上、4月期の政府売渡価格の改定は、従来のルールで行わざるを得ない。
- (2) その際、本検討会としては、ルールである以上は、厳格に算定方式どおりに決定することが望ましく、それが関係企業の価格の予測可能性の向上にもつながるものと考える。

3 今後の検討方向

- (1) 本検討会は、引き続き、関係業界との意見交換等を行いながら、輸入麦の政府売渡ルールの検討を精力的に進め、できるだけ早く成案を得ることとする。
- (2) その際、農林水産省の機構改革における主要食糧業務を担う組織の在り方についての検討や食料・農業・農村基本計画の見直しとの関係にも留意することとする。
- (3) なお、ルールの検討に当たっては、関係業界に将来を睨んだ戦略的な検討を期待するとともに、ルール変更に当たって必要となる準備期間、ルール変更による関係企業への影響、国産麦の生産振興との関係、備蓄の確保等についても、検討を深めるものとする。